

## 一般販売条件—グローバル

(効力発生日：2020 年 4 月 1 日)

1. **販売の申し出**：ノードソン・コーポレーション、その子会社、グループ会社、又はその一部門（以下それぞれ「ノードソン」という。）により販売の申し出がなされた製品及び／又はサービス（以下「本製品」という。）は、以下の書類（以下総称して「本件約定」という。）に基づき販売の申し出がなされたものとする（以下の順序で優先して適用されるものとする）。
  - 交渉の上で締結された契約書
  - ノードソンの見積書又は提案書
  - 製品ライン特有の補足販売条件
  - 一般販売条件—グローバル

買主は、注文書その他の文書の発行により、本件約定（本一般販売条件—グローバル及び適用のある製品ライン特有の補足販売条件を含む）を無条件に受諾したものとみなされる。買主が発行した注文書その他の文書に、本件約定と矛盾し、又は本件約定に追加された規定がある場合、同規定は、ノードソンの適式に権限を付与された代表者が署名した、本一般販売条件—グローバルに明確に言及した書面によりノードソンが明示的に受諾しない限り、認められないものとする。

2. **価格・支払**：支払期限は、ノードソンによる与信承認を条件として、全額を出荷日より 30 日以内とする。ノードソンが書面により別途同意しない限り、価格は確定額であり、業者間割引、早期支払割引その他の割引の対象ではなく、税金、関税、特別梱包費又は保険料を含まない。買主は、適宜これらの料金を支払うものとし、これらの料金がノードソンに課される場合、買主は、これらの料金の全てについてノードソンに補償し、ノードソンに損害を与えないものとする。ノードソンは、買主から、適用される税金を徴収することがある。ただし、買主は、関係する税務当局に受け入れられる適切な免税証明書をノードソンに提出することができる。

買主は、ノードソンから買主に対する請求と買主からノードソンへの請求（欠陥の修繕又は修正のために買主が返品した本製品に関する請求を含む）を相殺することはできないものとする。買主が出荷の時期を遅らせた場合、支払期日は、ノードソンの出荷準備が整った日を基準とする。買主のために保管されている本製品は、買主の費用負担及び危険負担で保管される。延滞勘定には、ノードソンが通知する義務を負うことなく、支払期日の翌日から、未払残高に対し(a)年利 21%又は(b)法定最高利率のいずれか低い方の利息が付される。ノードソンは、買主からノードソンに支払われるべき全額（本製品の未払購入代金を含む）の支払を担保するために本製品に対する担保権を留保する。買主は、買主から付与された本製品の担保権を追加的に立証し、かつ/又は完全にするために、ノードソンが要求する新たな契約書及び証書を速やかに作成・交付することに同意する。生産用工具、エンジニアリング試作品又はソフトウェアを対象とする請求書は、所有権を買主に譲渡するものではない。

ノードソンが本件約定に基づく買主の義務（例えば支払義務）の履行に関して懸念を抱く合理的な理由がある場合、ノードソンは、ノードソンが合理的に受け入れることができる金額、形式及び期間の信用サポート（信用状、期限前弁済又は保証を含む）を提供するよう買主に要求する権利を有する。買主が、かかる信用サポートを提供せず、又は維持しない場合、ノードソンは、買主に対して書面で通知することにより、直ちに本件約定を解除又は履行を一時停止することができる。

3. **保証**：適用のある製品ライン特有の補足販売条件において別段の定めがない限り、ノードソンは、本製品が、設置、操作、保守、保管その他の指示に従い設置され、使用され、保管される限り、(a)本製品の資材と製造過程に瑕疵がないことを買主に保証し、(b)保証期間は、(i)初回使用から 1 年間、(ii)出荷後 18 ヶ月又は(iii)2,000 時間の使用のうちいずれか先に到来する時までとする。

上記の保証は、下記のいずれかに全部又は一部起因する本製品の瑕疵には及ばず、かつ適用されないものとする。

- A 不測の出来事又は本製品の粗略な取扱い、乱用又は誤用、
- B 買主から提供された図面、設計又は仕様、
- C 不適切な、若しくは独断による保守、整備、設置、保管又は操作、
- D 買主又はその顧客、代理人、受託業者、従業員若しくはこれらと同様の者の故意による破損、不正行為、不注意、過失又は適用のある法令・規則違反、
- E 本製品により使用又は処理される資材の劣質又は不適合、
- F ノードソン以外の者による本製品の改変、変更又は修繕、
- G 通常の損耗又は通常の損耗/消耗部品
- H 劣質又は不適合な資材の使用による損耗の加速、又は
- I 資材又は製造過程の瑕疵に直接的に起因しない出荷後に発生した損害

ノードソンの保証は、本製品により製造、塗布、試験、保存処理、検査その他の処理がされた製品には適用されない。

ノードソンにより提供されたものではない、又はノードソンにより承認されていない修理・交換部品の使用は、本製品について適用される規制上の認証その他類似の承認を無効とし、本製品の安全かつ適切な操作を損なう可能性がある。ノードソンにより提供されたものではない、又はノードソンにより承認されていない修理・交換部品の使用に全部又は一部起因する本製品の損害又は不具合は、保証されないものとする。

ノードソンは、本製品の合計代金が支払期日までに支払われなかった場合、本保証により、いかなる責任も負わない。ノードソンが、本保証の対象でないと決定された保証請求に応じてサービスを提供する場合、ノードソンは、ノードソンの定めるその時点の相場の取扱手数料に合理的な交通費を加算した当該サービスの費用を買主に請求することができるものとし、買主は、請求書の日付から 30 日以内に当該費用を支払うものとする。

買主は、本保証の不遵守の主張について、買主が当該不遵守を知り又は知り得た日から 60 日以内に、ノードソンに対して通知しなければならない。本保証の不遵守に対するノードソンの責任は、ノードソンの選択により、製品を改変、調整、修繕又は交換する、サービスを履行し直す、又は購入代金を返金する、のいずれかに限られる。ノードソンは、ノードソンの選択により、返品の際の輸送料を負担することがある。

保証期間満了後、ノードソンは、本製品又は本製品の予備・交換部品を廃棄することを選択でき、かかる廃棄について通知する義務を負わず、また、本製品・部品を保存・提供する義務を負わない。

ノードソン及び買主は、本 3 条に明示的な保証が規定されていることに鑑みて、所有権を除き、明示若しくは黙示を問わず、その他すべての瑕疵担保責任及び保証（商品性の担保責任及び特定目的への適合性の担保責任を含む）が本件約定から除外されることに合意する。

4. **所有権及び危険負担**：本製品の所有権及び損失又は損害の危険負担は、見積時の出荷条件に従い買主に移転される。かかる条件がない場合、本製品の所有権及び損失又は損害の危険負担は、ノードソンの出荷施設で INCOTERMS の工場渡し条件（INCOTERMS EXW）により移転される（かかる移転場所を、以下「本移転場所」という。）。買主は、本製品に関して、ノードソンを保険金受取人として購入代金全額分の保険に加入する。ノードソンによる書面の同意がない限り、ノードソンは、買主のために保険に加入する義務を負わない。
5. **履行の遅延・法律の変更**：ノードソンが提示した納入日は、納入日の見積もりであり、ノードソンは、かかる納入日を遵守するために商業上合理的な努力を尽くす。ノードソンは、ノードソンが合理的にコントロールできない事由（労使紛争、洪水、火災、輸送機関の遅延、法律上、規制

上若しくは政治上の枠組みの変更、資材の調達不能、買主の作為若しくは不作為、又は製造機器の故障を含む)による履行の遅延又は不履行に全部又は一部起因する費用、損失又は損害その他の責任について、本件約定の違反を問われず、何ら責任を負わない。そうした遅延が生じた場合、納入日その他遅延により影響を受ける本件約定の規定は、遅延の影響を反映するよう合理的に調整される。

本製品又はその構成部品/原材料の費用の実質的な上昇をもたらす法律上、規制上又は政治上の枠組みの変更があった場合、ノードソンは、買主に書面で通知することにより、当該本製品(注文書を受領済みであるが納入されていない本製品を含む)の価格をこれに対応して調整することができる。かかる調整は、直接費用のみを反映するものとし、ノードソンのための追加の利幅・マージンを含まないものとする。

6. **専有情報**：買主は、ノードソンから買主に開示されたノードソンの仕様書、図面、ソフトウェアその他の情報(設計、報告書、ソフトウェア文書、マニュアル、モデル、プロセス情報等を含む)等、秘密情報又は専有情報を含むデータ(専有情報若しくは秘密情報の表示又は明記の有無を問わない)が、買主により買主自身の専有情報に適用されるのと同様以上の注意と保護対策(いかなる場合も相当程度の注意を下回ってはならない)により秘密扱いとして保管されることに同意する。買主は、これらの情報を、本件約定に基づく義務の履行のためにのみ使用するものとし、ノードソンからの書面による同意無く、複製し、他者に開示し、又はその他の方法で使用してはならない。これらの義務は、(a)取得時点で公知であるか、又は本件約定に違反せずに公知となった情報、(b)本件約定後に買主が第三者から適法かつ守秘義務を負わずに受領した情報(ただし、当該第三者が、忠実義務又は契約上の義務により当該情報を買主に開示することを禁止されておらず、また禁止されていなかった場合に限る)、又は(c)買主がノードソンから受領した情報に依らずに独自に開示したことが書面により証明される情報には適用されない。買主は、ノードソンから書面で要求があれば、秘密情報又は専有情報を含むすべての文書、コピー、メモその他の資料(書面か電子的記録かを問わない)を返還又は破棄するものとし、当該返還又は破棄について、書面で証明する。ノードソンの秘密情報又は専有情報に関する制限及び義務の期間は、本件約定に基づき最後に本製品を出荷した時から7年とする。

7. **特許侵害**：ノードソンは、ノードソンが設計・製造した本製品がいずれかの有効な装置特許の特許請求の範囲を侵害しているとの主張に基づくあらゆる請求、要求及び裁判について、ノードソンが(a)かかる主張がされていることについて速やかに通知を受けており、(b)それに対して防御する権限を付与され、(c)その防御のために合理的な情報と支援を与えられる場合に限り、買主に補償を行うことに同意する。ノードソンは、特許侵害の通知を受けた時は、ノードソンの選択により、かつ、買主に無償で、下記のいずれかを行う権利を留保する。

- (i) 買主が本製品の使用を継続するための権利を取得する
- (ii) 特許を侵害している本製品を侵害のない本製品と交換する、及び/又は
- (iii) 特許を侵害している本製品を改変し、買主による本製品の継続使用を可能とする。

ノードソンは、製法特許及び/又はプロセス特許の特許請求の範囲の侵害について責任を負わず、また、その全部又は一部が本製品を用いて製造された製品をカバーする特許の特許請求の範囲の侵害に対しても責任を負わない。買主から提案されたデザインに従い製造された本製品については、買主は、侵害があったとしてノードソンに提起されたすべての請求、要求及び裁判についてノードソンに補償し、防御し、ノードソンに損害を与えないことに同意する。

本7条は、特許侵害に関して買主がノードソンに対して求めることのできる唯一かつ排他的な救済手段である。

8. **受注生産品、特注品及び/又は特注エンジニアリング製品の注文の取消し・返品**：買主は、本製品の出荷前にノードソンに書面で取消を要求する通知をして、ノードソンが、かかる取消の要求を書面で承諾した場合に限り、受注生産品、特注品及び/又は特注エンジニアリング製品である本製品の購入を取り消すことができる。かかる本製品について、承諾された取消しが行われた場

合には、買主は、完成済のすべての製品又は仕掛品の費用（原材料、工具類、エンジニアリング、管理費、再在庫費用その他すべてのノードソンが負担した直接生産費用及び/又は間接費用を含む）を支払う。買主は、受注生産品、特注品及び/又は特注エンジニアリング製品である本製品を返品する権利を有しない。

**規格品の注文の取消し・返品：**買主は、本製品の出荷前にノードソンに書面で取消を要求する通知をして、ノードソンが、かかる取消の要求を書面で承諾した場合に限り、規格品である本製品の購入を取り消すことができる。買主は、返品前にノードソンに書面で返品を要求する通知をして、ノードソンが、かかる返品を要求を書面で専ら自己の裁量に基づき承諾した場合に限り、規格品である本製品を返品することができる。規格品である本製品について、承諾された取消し又は返品が行われた場合には、買主は、返品のための輸送費に加えて、(a) 20 米ドル（若しくはこれに相当する現地通貨）又は (b) 当初のノードソン価格の 20%（上限なし）のいずれか高い方の再在庫費用及び管理費を支払うものとする。返品されるすべての本製品は、未使用で、完全で、損傷がない状態で、当初の梱包で返品されなければならない。買主は、ノードソンの合理的な返品指示の全てに従うものとする。

9. **梱包・出荷：**本製品は、買主の追加負担なく、国内外の出荷に関する標準的な商慣習に従い梱包される。特殊な又は特別の梱包には、追加費用が発生することがある。買主は、輸送費を全額支払う。具体的な指示がない限り、ノードソンが運送業者を選択する。該当する場合には、買主は、海上輸送スペースを確保し、海上保険に加入する。
10. **法令遵守：**本製品は、製造時に有効な本製品の製造国の適用法に従い製造されたものである。本製品の使用・操作に関して法令・規則を遵守するのは、買主の責任である。
11. **輸出入：**買主は、本移転場所への、又は本移転場所からの本製品の輸入に必要なすべての輸入許可、及び本移転場所からの本製品の輸出に必要なすべての輸出許可を取得し、その費用を支払う責任を負い、ノードソンは、本移転場所への本製品の出荷に必要なすべての輸出許可を取得し、その費用を支払う責任を負う。各当事者は、必要な許可の取得を容易にするため、他方当事者から要求された合理的な情報を提供する。買主は、(a) 買主がノードソンに提供したすべての情報（本製品の使用場所及び使用目的に関する情報を含む）が完全かつ正確であること、並びに (b) 本製品及び関連する情報・技術は、輸入、輸出又は貿易に関する法令又は規則（以下「通商法」という。）に違反して、いかなる国、個人又は法人に輸出、再輸出又は移転されず、またいかなる目的にも使用されないことをノードソンに対して表明及び保証する。買主は、自己の役職員、株主その他の同様の当事者を含め、意図されている取引を禁止し、処罰し、又は当該取引に特別な条件を課す、いかなる通商法に基づく制裁その他の制限の対象になっていないことを表明及び保証する。買主は、かかる制裁又は制限の対象となった場合には、ノードソンに対して、書面で速やかに通知することに同意する。買主は、本製品が通商法に違反する態様で使用され、又は使用されることが意図されていると信じるに足る理由がある場合、ノードソンに対して、書面で速やかに通知する。買主は、ノードソン及びその役職員、受託業者、使者及びこれらと同様の者に対して、買主の本 11 条違反に関連し又は起因するあらゆる請求、要求、損失、罰則、罰金、費用（合理的な弁護士費用を含む）その他の責任（以下、総称して「損失」という）について補償し、防御し、これらの者に損害を与えない
12. **保険：**買主は、自らの費用で、健全な財務状況であり信頼できる保険会社との間で、買主の事業活動の性質、範囲及び量に照らして合理的に十分な保険限度額を付して、企業総合賠償責任保険その他の適切な形式の保険（例えば、過失及び不作為、並びに適用ある場合には労働災害補償）を有効に維持するものとする。買主は、要請に応じて、かかる保険の証拠をノードソンに提供する。
13. **準拠法：**本件約定は、ノードソンの法的登録がなされた法域の法律における法の抵触に関する規定にかかわらず、いかなる点においても、ノードソンの法的登録がなされた法域の法律によって排他的に解釈され、かかる法律を準拠法とする。「国際物品売買契約に関する国際連合条約」

(以下「CISG」という。)は、本件約定には適用されない。本件約定から生じ、又は本件約定に関連する訴訟、法的措置又は法的手続は、ノードソンの法的登録がなされた法域に所在する裁判所において専属的に開始されるものとし、各当事者は、当該訴訟、法的措置又は法的手続において、当該裁判所の専属的裁判管轄権に取消不能の形で服するものとする。本件約定は複数の言語で作成されているが、矛盾又は不明瞭な点がある場合には、英語版が優先する。

14. **責任の制限：**ノードソン及び買主のいずれも、契約、不法行為（過失を含む）、無過失責任、補償、保証違反等のいずれにより生じたかを問わず、逸失利益、工場の閉鎖、操業中止若しくは操業費用の増加による損失、資金コスト、装置、資本若しくは収益の使用機会の喪失、又は経済的、懲罰的、偶発的若しくは間接的な損失若しくは損害に対し、仮にこれらの損失又は損害の可能性を知らされていたとしても、また、これらの損失又は損害の発生が予見可能であったとしても、いかなる責任も負わないものとする。契約、不法行為（過失を含む）、無過失責任、補償、保証違反等のいずれにより生じたかを問わず、本件約定から生じ又は本件約定に関連するノードソンの責任限度額は、問題となっている本製品について買主から実際に支払われた金額を超えないものとする。前記の責任の制限は、適用のある法律上最大限許容される限りにおいて適用される。
15. **完全合意・権利放棄・可分性・第三者受益者の不存在等：**本件約定は、買主とノードソンの間の本製品の売買に関する完全、最終的かつ排他的な合意を定めたものである。口頭・書面により従前又は同時に行われた合意、了解及び表明は全て、本件約定に含まれている。本件約定は、当事者間の従前の取引又は取引慣行若しくは慣習により変更、補足、限定又は解釈されてはならない。本件約定の変更又は追加は、ノードソンの適式に権限を授与された代表者が署名した書面によらない限り、ノードソンに対し拘束力をもたない。本件約定の規定又はその（ある当事者・状況における）適用が、いかなる程度であれ、無効又は執行不能と判断された場合、(a)本件約定で企図される取引が、最大限、当初想定されていたとおりに実現されるよう、当該規定は、可能な限り、当事者の当初の意思に近いものを達成するよう解釈されるものとし、(b)当該規定の残りの条項の当該当事者・状況に対する適用、当該規定の他の当事者・状況に対する適用、及び本件約定の残りの条項の適用は影響を受けないものとする。本件約定のいずれかの条項についてのいずれかの当事者による権利放棄は、当該当事者が署名した書面に明確に記載されていない限り、効力を有しない。本件約定から生じる権利、救済手段、権限又は特権の当事者による不行使又は行使の遅延は、その放棄とならず、また放棄と解釈されない。本件約定から生じる権利、救済手段、権限又は特権の当事者による単独の又は部分的な行使は、当該権利、救済手段、権限又は特権のその他の又は更なる行使を妨げず、その他の権利、救済手段、権限又は特権の行使を妨げない。本件約定の第三者受益者は存在しない。両当事者の関係は、独立した契約者の関係である。本件約定のいかなる条項も、当事者間の代理関係、パートナーシップ関係、合併事業その他の共同事業、雇用関係又は受託関係を創出するものとは解釈されないものとし、いずれの当事者も、いかなる方法においても、他方当事者のために契約を締結し、又は他方当事者を拘束する権限を有しないものとする。
16. **解釈：**別段の明示的な規定がない限り、(a)「含む」という用語は例示列举を意味し、(b)単数形の言及は複数形を含み、その逆も同様とし、(c)「日」への言及は暦日を意味する。
17. **譲渡・承継人・譲受人：**買主は、ノードソンの事前の書面による同意無く、本件約定に基づく権利を第三者に譲渡し、又は本件約定に基づく義務を第三者に委託してはならない。本条に違反してなされようとした譲渡又は委託は無効である。買主は、譲渡又は委託により、本件約定に基づく義務を免れることはできない。本件約定は、両当事者並びにそれぞれの許可された承継人及び譲受人を拘束し、それらの利益のために効力を生じる。